

令和4年度「旭川未来創造ポスト(アイデアポスト)」検討結果一覧

No.	受付月日	意見概要	担当課	検討結果	検討内容
36	7/11	【小中学校におけるいじめ防止と道徳教育について】 ・いじめ防止、道徳教育の専任教官の配置。	教育指導課	参考受領	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校における各教科等の教育課程の基準である学習指導要領におきましては、道徳科の授業について、学級担任の教師が行うことを原則とする旨が規定されております。また、道徳教育については、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科等のそれぞれの特徴に応じて、児童生徒の発達段階を考慮して、適切な指導を行うことと規定されております。 ・いじめ防止に係る教育についても、道徳教育を中心として取り扱うこととなることから、専任の担当教官のみで行うことは、学習指導要領の規定上、実現は難しいものと考えております。 ・いじめ防止に係る教育も道徳教育のいずれも、本市にとって重要な教育課題の一つであることから、今後も、教育委員会が毎年開催している道徳科研修会を継続開催し、教員の指導力の向上に努めるなど、道徳教育等の充実に向け取り組めます。
47	7/11	【空撮した花火大会のICTパークでの上映】	経済交流課	参考受領	<ul style="list-style-type: none"> ・御提案いただいた案件に限らず、大型LEDビジョンを活用したイベントの開催を検討いたします。
48	7/11	【スイーツストリート買物公園の開催】 ・スイーツ版食ベマルシェを買物公園の店舗と郊外の店舗で実施し、イベント限定品を提供する	経済交流課	参考受領	<ul style="list-style-type: none"> ・出店者側からの要望に応じて、実施可否を検討いたします。
49	7/11	【あさひかわ肉まつりの開催】 ・買物公園の店舗と郊外の店舗で実施し、塩ホルモン、新子焼き、ご当地豚、ジビエ等を提供する	経済交流課	参考受領	<ul style="list-style-type: none"> ・出店者側からの要望に応じて、実施可否を検討いたします。
			農業振興課	参考受領	<ul style="list-style-type: none"> ・御提案のようなイベントが開催される際には、ご当地豚やジビエなどの提供に当たり配慮したいと考えます。
50	7/11	【駅前雪あそび広場の設置】 ・ゆっきリンクの横に雪の巨大迷路、大滑り台を設置し、市民や観光客に体験してもらう	地域振興課	参考受領	<ul style="list-style-type: none"> ・巨大迷路、大滑り台等をゆっきリンク横に設置することは、制作及び管理上、現時点では難しいと判断いたしますが、旭川駅前広場利用促進会議の構成員などの関係団体とも協議し、ゆっきリンク開催時期の駅南広場における遊びや体験要素を取り入れた賑わいづくりに努めます。

令和4年度「旭川未来創造ポスト(アイデアポスト)」検討結果一覧

No.	受付月日	意見概要	担当課	検討結果	検討内容
66	7/11	【まちじゅうで学割】 ・飲食店、カラオケ店。ゲームセンターなどでの期間限定学割 ・協力店舗の一覧やマップを作成し、webやアプリで共有 ・学割利用者はInstagram等で協力店や企画について発信	経済交流課	参考受領	・民間事業者や業界団体、学校など多くの方々の協力や連携が必要となるほか、割引に係る費用の財源確保といった課題が想定されるため、具体的な手法など今後検討いたします。
			子育て支援課	参考受領	・御提案のようなイベントが開催される際には、子育て支援部の広報ツールの活用や関係団体への情報提供により、必要に応じて周知に協力いたします。
67	7/11	【旭山動物園の動画をICTパークでの上映】	経済交流課	実施済	・ICTパークに来場しないと見られない、旭山動物園を題材とした映像を作成中です。
40	7/14	【大人と子供が仲間になる地域コミュニティづくり】 ・いじめ等防止のため、子どもが親や教師以外の大人に相談でき、困った時に助けてくれる環境づくりをしてほしい。 ・子どもと大人が接点を持てる施設の設置。	教育指導課	参考受領	・地域コミュニティにおいて、大人と子どもが良好な関係を築き、地域全体で子どもを支える体制を構築することは、いじめのみならず、少年非行や児童虐待、ヤングケアラーなど、子どもを取り巻く様々な問題の早期発見を図り、健全育成に資するものと考えます。 ・しかしながら、本市の約22,000人の小中学校児童生徒が、月に一度、歩いて施設を訪問し、常駐等をしている市民と関わりを持つことができるようにするためには、少なくとも、本市の26の中学校区ごとに1つずつ施設を設置し、それぞれの施設においては、土曜日、日曜日、祝日を含め、1日当たり30人程度の様々な年齢の子どもたちを受け入れる体制を整える必要があります。 また、小・中学生による施設への訪問を義務とする法的根拠もないことから、御提案の内容を実施することは、現状では難しいものと考えております。 ・本市といたしましては、いじめの防止等に向けて、学校・家庭・地域がいじめ防止の基本理念を共有し、連携・協力して対応することができるよう、「(仮称)いじめ防止条例」の制定に向けた取組とともに、子どもが、学校以外の様々な関係機関やスクールカウンセラー等の専門家に相談できるよう、相談窓口等の周知を行っているところであり、今後も、こうした取組を進めます。
			子育て支援課	参考受領	・本市では、いじめから子どもの命と尊厳を守り、子どもが安心して学校生活を送るため、学校や教育委員会のほか、関係機関、地域住民などと連携し、早急に対処することが必要であることから、市長部局にいじめ対策の専門部署の設置を予定しており、令和5年度からの業務開始に向けて検討を進めております。 ・この専門部署では、子どもや保護者からの相談のほか、関係機関や地域住民からの通報を受け付けるいじめ専門の相談窓口を設置し、いじめを受けた子どもに寄り添い、解決に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。 ・また、地域全体でいじめの防止に取り組み、子どもが安心して学び、生活することができる環境を整備するため、市内の事業者や団体等に対し、子どもの見守り・声かけや、いじめ防止の周知啓発など、いじめ防止等の取組を行ってまいりたいと考えております。 ・御提案の内容につきましては、こうした取組の趣旨に沿うものと考えておりますが、実現に向けては、活動の中核を担う地域活動団体等の協力や、活動拠点の確保等が必要となることから、今後、地域活動団体との意見交換を行うなど、実施の可否について具体的に検討を進めます。

令和4年度「旭川未来創造ポスト(アイデアポスト)」検討結果一覧

No.	受付月日	意見概要	担当課	検討結果	検討内容
40	7/14	<p>【大人と子供が仲間になる地域コミュニティづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ等防止のため、子どもが親や教師以外の大人に相談でき、困った時に助けてくれる環境づくりをしてほしい。 ・子どもと大人が接点を持てる施設の設置。 	市民活動課	参考受領	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において、子どもたちの健全な育成を図ることは、地縁団体や住民による連携組織によって、「子どもの登下校時の見守り」や「居場所づくり」、「世代間交流会」などが実施されているなど、地域としても関心の高い分野の一つとなっております。 ・一方で、放課後の子どもが安心して過ごせる場を提供する「子どもの居場所づくり」などの取組は、現時点では全市的な広がりには至っておらず、開催頻度が月に数回という現状にあるほか、取組を進めるに当たっては、地域活動の担い手不足や固定化、役員の負担などが大きな課題であると認識しております。 ・御提案のとおり、住民が常駐して小中学生などを受け入れる場を全市的に提供することとなると、相当数の担い手を確保する必要があることから、地域活動を取り巻く実情を踏まえると、現時点での実施は困難であると判断いたします。 ・今後におきましては、引き続き市民とともに担い手不足などの課題解決に取り組みながら、子どもの健全な成長を育むことができる地域づくりに向けて、関係部局と連携、協議を継続いたします。
			地域まちづくり課		
			公民館事業課	参考受領	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館では、子どもたちの健全な育成のため、小中学生が放課後に集う居場所づくりや地域の高齢者と小学生が昔遊び等で交流する世代間交流事業等を実施しております。 ・しかしながら、これらの事業は常設的に実施しているものではなく、全市的な仕組みづくりを進めるには、各地域ごとの状況が様々に異なり、また、担い手の確保についても現時点では困難であると考えております。 ・公民館といたしましては、今後も子どもたちの健全な育成に向けた事業の実施に取り組むとともに、地域において親しまれる場を目指していきたいと考えております。

令和4年度「旭川未来創造ポスト(アイデアポスト)」検討結果一覧

No.	受付月日	意見概要	担当課	検討結果	検討内容
51	7/25	【歩きタバコポイ捨て禁止の条例化】 ・歩きタバコやタバコのポイ捨て、ごみの不法投棄を禁止する条例を制定し、罰則を強化して欲しい	環境指導課	参考受領	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄は廃棄物処理法第16条により禁止されており、本市では不法投棄の防止及び早期発見等のため、次の取組を実施しております。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民からの通報による現場確認と対応 (2) ボランティア不法投棄防止協力員による郊外地域でのパトロール (3) 職員による専用車を使用した平日勤務時間中のパトロール及び休日パトロール (4) 町内会等からの要望による不法投棄禁止のぼり旗の設置 (5) 不法投棄の発現場場を中心不法投棄禁止看板、不法投棄禁止のぼり旗の設置 (6) 不法投棄が頻発する箇所への監視カメラの設置 (7) 不法投棄等防止パネル展の開催 ・悪質な不法投棄については、法律に基づき警察と連携して厳しく対応しております。 ・罰則につきましては、法律により、違反した者には5年以下の懲役もしくは1,000万円（法人は3億円）以下の罰金またはその両方を科せられることが規定されており、みだりに不法投棄することには厳しい罰則が科せられる場合があります。 そのため、現状では不法投棄に関して独自に条例を制定する予定はありませんが、パトロール等の監視活動及び啓発事業を継続し、不法投棄の撲滅を図ります。 ・不法投棄を目撃・発見した場合の通報先は、環境指導課廃棄物指導係（0166-25-9123, 0166-25-6369）となっております。なお、不法投棄の現場を目撃した場合、トラブルに巻き込まれるおそれがあるため、ご自身では対処せず、速やかに通報をお願いいたします。
			クリーンセンター	参考受領	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、平成9年に「ごみのポイ捨て禁止条例」を制定し、これまで市民の皆様のマナーやモラル向上を図るための啓発に取り組んでおります。周知啓発の主な内容は、次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ごみのポイ捨て禁止運動街頭啓発及びごみ拾いの実践活動 (2) 学校や市民団体等を対象にごみの適正処理に関する出前講座の実施 (3) 町内会からの御要望による監視カメラの設置 (4) 町内会や市民団体等の活動支援として啓発用のぼりの貸与 ・現在、悪質なケースに対しては、庁内関係課や警察等と緊密に連携し、現行法令等の中で対処しております。 ・罰則につきましては、監視員の確保、罰則を科す際の実行性や公平性等、整理すべき課題があるため、当面は引き続き市民の皆様のマナーやモラルの向上を図る啓発に努め、今後のごみのポイ捨てや歩きタバコの状況を踏まえて対策の強化を検討いたします。
			健康推進課	参考受領	<ul style="list-style-type: none"> ・歩きタバコ等による受動喫煙のない社会を実現するための方策として、喫煙率の低下、喫煙マナー向上の更なる啓発活動を行います。